

徳島県情報公開・個人情報保護審査会答申第42号

第1 審査会の結論

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成30年5月14日、審査請求人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「2018年4月13日付けの徳島新聞記事に関する（県決裁書類砂消しゴムで書き換えした件）で経緯経過が分かる書類全部（危機管理政策課、選挙管理委員会、管財課、もうかるブランド推進課、にぎわいづくり課）」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成30年5月25日、実施機関は、本件請求に対し、公開請求に係る公文書を作成し、又は取得しておらず、文書が不存在であるとして、条例第12条第3項の規定により請求を拒否する公文書公開請求拒否決定処分（以下「本件処分」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

平成30年6月1日、審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求を行った。

4 諮問

平成30年8月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（現徳島県情報公開・個人情報保護審査会。以下「当審査会」という。）に対して、本件審査請求につき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求書には、「あるべき書類が無いのは笑可しい。」と記載されている。

2 審査請求の理由

審査請求書には、「県は、自分勝手な情報公開をしている（枉法行為）を確認した為」と記載されている。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された弁明書によると、本件処分の理由は、おおむね次のとおりである。

- (1) 平成30年5月14日付けで審査請求人から出された「2018年4月13日付けの徳島新聞記事に関する（県決裁書類砂消しゴムで書き換えした件）で経緯、経過が分かる書類全部」の公文書公開請求に対し、実施機関は対象文書を「平成29年度包括外部監査の結果報告書において指摘された、第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物に関して、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会又は徳島県政策創造部地方創生局市町村課が作成した、選挙公報を再印刷するために決裁書類の支出予定金額の修正に当たって、経緯経過を記した文書（報告書・協議書等）」と特定した上で、当該公文書については、現に作成し、又は取得していないため、本件処分を行ったものである。
- (2) 確かに、第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物の作成に関して、選挙公報を再印刷するために決裁書類の支出予定金額を砂消しゴムにより修正しているが、修正に当たっては、口頭により報告又は協議を行っており、経緯や経過を記した文書は作成していない。
なお、外部監査制度とは、地方公共団体の組織に属さない外部の専門的な知識を有する者が、当該団体との契約に基づき監査を実施する制度であり、このうち包括外部監査とは「財務に関する事務の執行」及び「経営に係る事業の管理」のうち、地方自治法第2条第14項及び同条第15項の趣旨を達成するため必要とする特定の案件について監査を行うものである。結果報告書は、包括外部監査人による関係書類の確認及び詳細なヒアリングにより作成されるものであり、実施機関における口頭意見の内容も反映されているものである。
- (3) 審査請求人は、実施機関が決裁書類を修正する際に何らかの文書を作成し、又は取得したにもかかわらず、当該文書を公開しないのは納得できないと独自に判断して審査請求を行っているものと思料されるが、そうした事実はなく、実施機関は、この件に関して文書を作成し、又は取得もしていない。
- (4) 以上により、実施機関は本件請求に係る公文書を保有しておらず、文書が不存在であるため、条例第7条第2号の規定により、公開請求を拒否したものである。

第5 審査請求人の反論要旨

実施機関の弁明書に対し、審査請求人から「本来、外部の監査で指摘された場合（改ざん行為）に対して、県は対策等を示すのが普通であり、それら書類が無い為」と記載された反論書が提出されている。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年月日	内 容
平成30年8月24日	諮問
令和6年2月15日 第2部会（第8回）	審議
同年 3月18日 第2部会（第9回）	審議

第7 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件請求に係る公文書の特定について

実施機関は、本件請求に係る公文書を、平成29年度包括外部監査の結果報告書において指摘された、第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物に関して、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会又は徳島県政策創造部地方創生局市町村課が作成した、選挙公報を再印刷するために決裁書類の支出予定金額の修正に当たって、経緯経過を記した文書（報告書・協議書等）と特定して本件処分を行っている。

これに対し、審査請求人は、公文書公開請求書においては、本件請求に係る公文書を、県の決裁書類を砂消しゴムで書き換えした件の徳島新聞記事について経緯経過が分かる書類としていたが、その3か月後に提出した反論書では、外部の監査で指摘された場合（改ざん行為）に対して対策等を示した書類も含まれると主張としており、公文書の特定について争いがある。

都道府県知事は、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を締結しなければならないこととされ（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項）、包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とされている（同条第7項）。包括外部監査人は、包括外部監査契約で定める包括外部監査契約の期間内に、監査の結果に関する報告を決定し、これを提出しなければならないこととされている（同法第252条の37第5項）。監査委員は、監査の結果に関する報告の提出があったときは、これを公表しなければならないこととされ（同法第252条の38第3項）、都道府県知事は当該監査の結果に基づき措置を講じたときは、その旨を監査委員に通知し、監査委員は、当該通知に係る事項を公表しなければならないこととされている（同条第6項）。

徳島県の平成29年度包括外部監査の結果に関する報告は、監査委員から平成30年3月30日に公表され、実施機関はこれを受けて措置を講じ、決裁書類を砂消しゴムで書き換えたことについて措置を講じたことが同年9月28日に公表された。

審査請求人が主張するところの、外部監査の指摘に対して対策等を示した書類は、平成30年9月28日に公表された措置に関するものであるから、監査の結果に関する報告から1か月しか経過していない本件請求の時点では、当該書類は未だ作成され

ていないことが推認され、公文書公開請求において特に指定がない限り、当該書類は本件請求に係る公文書には含まれないものとして対応することが、社会通念上相当と認められる。

したがって、実施機関が、本件請求に係る公文書を、平成29年度包括外部監査の結果報告書において指摘された、第24回参議院議員通常選挙に係る諸印刷物に関して、徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会又は徳島県政策創造部地方創生局市町村課が作成した、選挙公報を再印刷するために決裁書類の支出予定金額の修正に当たって、経緯経過を記した文書（報告書・協議書等）と特定したことについては、格別不合理な点はない。

2 実施機関が本件請求に係る公文書を保有しているか否かについて

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会の事務処理については、それぞれの県の選挙管理委員会の事務処理の例によるものとされ（徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会規程（平成27年徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第1号）第11条）、徳島県選挙管理委員会の文書管理については、徳島県文書管理規則（平成13年徳島県規則第73号）及び徳島県文書規程（平成13年徳島県訓令第13号）の例によることとされている（徳島県選挙管理委員会規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第3号）第16条第1号）。徳島県文書規程における決裁書類を修正する際の手続については、「立案の場合において、金額その他重要部分の字句を訂正したときは、その箇所に押印すること」（徳島県文書規程第13条第10号）とされているが、経緯経過について記録した文書を作成することまでは求められていない。

決裁文書を砂消しゴムで修正することは、徳島県文書規程では認められていない方法であるとしても、その修正の経緯経過について記録した文書を、作成の義務がないにもかかわらず作成すべき事情も認められない。

したがって、本件請求に係る公文書を作成していないとの実施機関の説明には、特に不合理な点は認められない。

3 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

徳島県情報公開・個人情報保護審査会第2部会委員名簿

(50音順)

氏 名	職 業 等	備 考
綾野 隆文	弁護士	
岩田 晴美	四国大学生生活科学部教授	
小田切 康彦	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授	部会長
梶本 久実	税理士	